

市民委員を募集します



写真：第30回京都まちとみどり写真コンクール 京都市長賞「波紋」



京都市では、都市緑化行政に関してご審議いただくため、「京都市都市緑化審議会」を設置しています。

この度、当審議会に市民委員としてご参加いただける方を募集します。多数の皆様のご応募を心からお待ちしています。

【募集人数】2名（原則として、男女各1名とします）

【募集期間】平成27年2月20日（金）から3月13日（金）まで（消印有効）

【応募方法】応募用紙をご持参いただく他、郵送、FAX、電子メールで受け付けます。
（応募用紙は下記のみどり政策推進室ホームページからもダウンロードできます。）

【お問合せ・応募先】

〒604-0911 京都市中京区河原町二条上る清水町359番地ABビル3階
京都市建設局みどり政策推進室 緑化推進担当

電話：075-741-8600 FAX：075-212-8704

E-mail：tosiryokka@city.kyoto.jp

URL：http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html

京都市都市緑化審議会

検索

1. 公募目的

「京都市都市緑化審議会」において、市民の皆さまから、緑化行政に関する幅広いご提案・ご提言をいただき、本市の緑化行政に反映させるため。

2. 市民委員数及び任期

市民委員の数は、2名です。原則として、男女各1名とします。

市民委員の任期は、委嘱日（平成27年4月1日予定）から平成29年3月31日とします。

3. 職務内容

市民委員は、任期中に開催される会議（年間3回程度）に出席し、本市都市緑化の推進等に関する事項について、ご審議いただきます。

4. 応募資格

応募日現在で、次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 市内に居住又は通勤、通学する、満18歳以上の方
- (2) 国及び地方公共団体の議員又は、常勤の公務員でない方
- (3) 日本語を理解できる方（国籍は問いません。）
- (4) 本市の他の審議会に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
- (5) 平日の日中に開催される会議に出席できる方

資格喪失：次の場合は、委嘱後であっても解嘱となります。

- ・ 応募資格の(1)、(2)、(5)のいずれかに該当しなくなったとき。
- ・ 応募書類の記述に悪質かつ重要な虚偽事項があったとき。

5. 応募方法

応募用紙に、必要事項（氏名、生年月日、年齢、性別、連絡先（自宅、通勤・通学先の郵便番号、住所、電話番号）、応募理由、自己PR）と小論文（テーマ：「民有地における緑化の促進方策について」 600字程度）を記入のうえ、ご持参いただくか、郵送、FAX又は電子メールのいずれかでご応募ください。

応募は、1人1通とします。それを超える場合は全て無効とします。

なお、応募用紙は返却しません。

6. 募集期間

平成27年2月20日（金）から3月13日（金）まで（消印有効）

7. 選考

応募書類をもとに、選定委員会で審査を行い、結果は3月下旬に応募者全員にお知らせします。

8. その他

出席時には、定められた報酬をお支払いします。

【京都市都市緑化審議会について】

「京都市都市緑化審議会」とは、「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」に基づき、本市の都市緑化、公園及び緑地に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための附属機関として、設置しているものです。

「京都市都市緑化審議会」市民委員 応募用紙

ふりがな		性別
氏名		男・女
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	
連絡先	【自宅住所】 (〒 -) 電話番号 -	
	【通勤・通学先住所】 (〒 -) 電話番号 -	
応募理由		
自己PR		

氏名		受付番号 (京都市記入欄)
----	--	------------------

本市中心市街地等においては、街路樹、公園整備等の公共公益施設の整備による緑の確保だけでは限りがあり、これらの地域においては、大半を占める私有地の緑化を積極的に取り組んでいく必要があります。本市の緑をより充実させていくうえで、下記の課題についてお書きください。

課題 (横書きで)	「私有地における緑化の促進方策について」 をテーマに、600字程度で自由にお書きください。
--------------	---
